

## 平成28年第1回大衡村議会定例会会議録 第3号

---

平成28年3月10日（木曜日） 午後2時15分開議

---

### 出席議員（13名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	5番 斎藤 一郎	7番 小川 宗寿
8番 細川 幸郎	9番 高橋 浩之	10番 遠藤 昌一
11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌	13番 小川ひろみ
14番 細川 運一		

---

### 欠席議員（1名）

6番 文屋 裕男

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 伊藤 俊幸
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
財政課長 (兼務) 早坂 勝伸	住民税務課長 早坂紀美江
農林建設課長 斎藤 浩	企画商工課長 文屋 寛
都市整備課長 後藤 広之	教育學習課長 佐野 克彦
保健福祉課長 早坂紀美江	会計管理者 遠藤 政彦

---

### 事務局出席職員氏名

事務局長 斎藤 善弘 書記 高橋 吉輝

---

### 議事日程（第3号）

平成28年3月10日（木曜日）午後2時15分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第23号 平成28年度大衡村一般会計予算を定めることについて

- 第 3 議案第24号 平成28年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第 4 議案第25号 平成28年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて
- 第 5 議案第26号 平成28年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第 6 議案第27号 平成28年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて
- 第 7 議案第28号 平成28年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 第 8 議案第29号 平成28年度大衡村宅地造成事業特別会計予算を定めることについて
- 第 9 議案第30号 平成28年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて
- 第10 発議第 1号 大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 発議第 2号 大衡村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第12 委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 第13 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）と同じ

---

午後2時15分 開 議

議長（細川運一君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しますので、これより平成28年第1回大衡村議会定例会第9日目の会議を開きます。

文屋裕男議員は届け出欠席であります。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、12番佐々木金彌君、13番小川ひろみ君を指名いたします。

- 
- 日程第2 議案第23号 平成28年度大衡村一般会計予算を定めることについて
  - 日程第3 議案第24号 平成28年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
  - 日程第4 議案第25号 平成28年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて
  - 日程第5 議案第26号 平成28年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
  - 日程第6 議案第27号 平成28年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて
  - 日程第7 議案第28号 平成28年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
  - 日程第8 議案第29号 平成28年度大衡村宅地造成事業特別会計予算を定めることについて
  - 日程第9 議案第30号 平成28年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

議長（細川運一君） お諮りします。日程第2、議案第23号、平成28年度大衡村一般会計予算を定めることについて、日程第3、議案第24号、平成28年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第4、議案第25号、平成28年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて、日程第5、議案第26号、平成28年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第6、議案第27号平成28年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて、日程第7、議案第28号、平成28年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第8、議案第29号、平成28年度大衡村宅地造成事業特別会計予算を定めることについて、日程第9、議案第30号、平成28年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてまでの8件については、会議規則第36条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、議案第23号から日程第9、議案第30号までの8件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。小川宗寿委員長、登壇願います。

〔予算審査特別委員長 小川宗寿 登壇〕

予算審査特別委員長（小川宗寿君） 予算審査特別委員会審査報告をいたします。

予算審査特別委員会の審査結果を報告いたしますが、議案第23号、平成28年度大衡村一般会計予算を定めることについてから議案第30号、平成28年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてまで8件の議案の審査については、3月3日に予算審査特別委員会が設置され、その審査が付託されました。予算審査特別委員会は3月4日、7日、8日に各課ごと予算の審査が行われましたが、本日は総括質疑を受け、採決を行った次第であります。各委員並びに執行部の皆様のご協力により、予定どおり期限の本日まで平成28年度各種会計予算審査が終了したところであります。

審査の結果は、平成28年度大衡村一般会計予算を初め8件の予算については報告書のとおりであります。原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

議長（細川運一君） これより予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、これより採決をいたします。

なお、採決に当たっては、議案ごとに行います。

日程第2、議案第23号平成28年度大衡村一般会計予算を定めることについて、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君） 起立多数と認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第24号平成28年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、討論を省略し、採決をいたします。

なお、以下の議案は簡易採決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第25号平成28年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて、

討論を省略し、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第26号平成28年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、討論を省略し、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第27号平成28年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて、討論を省略し、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第28号平成28年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、討論を省略し、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第29号平成28年度大衡村宅地造成事業特別会計予算を定めることについて、討論を省略し、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第30号平成28年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、討論を省略し、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第10 発議第1号 大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第10、発議第1号大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

事務局長（斎藤善弘君）

発議第1号

平成28年3月10日

大衡村議会議長 細川運一殿

提出者 大衡村議會議員 細川幸郎

賛成者 同上 佐藤貢

同上 佐々木春樹

大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出します。

議長（細川運一君） お諮りします。本案に係る提出者の説明は、会議規則第38条第2項の規定により省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、提出者の説明を省略し、これより質疑

を行います。

質疑は提出者に対して行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 発議第2号 大衡村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議長（細川運一君） 日程第11、発議第2号大衡村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

事務局長（齋藤善弘君）

発議第2号

平成28年3月10日

大衡村議会議長 細川運一殿

提出者 大衡村議會議員 細川幸郎

賛成者 同上 佐藤貢

同上 佐々木春樹

大衡村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出します。

議長（細川運一君） お諮りします。本案に係る提出者の説明は、会議規則第38条第2項の規定により省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、提出者の説明を省略し、これより質疑を行います。

質疑は提出者に対して行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（細川運一君） 日程第12、委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から所掌事務及び所管事務について、会議規則第73条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第13 議員派遣の件

議長（細川運一君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条第1項の規定により、別紙議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

ここで、村長より専決処分等について村長のほうから申し出があります。村長の発言を許します。村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 皆様お疲れさまでございました。

先ほどは全議案ご可決を賜り、まことにありがとうございました。

ここで専決処分について申し上げます。

特別交付税が年度末に確定されることなどにより、平成27年度一般会計など各種会計予算の補正並びに地方税法等の一部を改正する法律の制定が年度末に予定されておりますので、大衡村税条例並びに大衡村国民健康保険税条例の一部改正につきましてそれぞれ専決

処分を予定しておりますので、ご理解を賜りますようにお願いを申し上げ、ご挨拶にかえさせていただきます。

議長（細川運一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了をいたしました。

これをもちまして、平成28年第1回大衡村議会定例会を閉会いたします。

皆さん大変お疲れさまでございました。

午後2時30分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員